

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立前田小学校
校長 樺山 雄三

1. いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である。そのことを児童に認識させ、相手を思いやる心情を育むことを通して、いじめのない学校をつくる。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止の取組み

① 人権尊重の理解及び態度・行動力の醸成と自己指導能力の育成

全ての教育活動を通じて子供たちの自己有用感を育み、望ましい集団活動の中で自尊感情をもてるよう適切な指導を行う。また、教育活動全体を通して、子供同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定し、多様性や互いの良さを認め合える態度を育成して、子供自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。

② 軽微ないじめも見逃さない

「行為を受けた児童が、心身の苦痛を感じている場合は、いじめに該当する」といういじめの定義に基づき、全職員が同じ意識をもち、学校として確実にいじめを認知する。

③ 学校組織全体で一丸となって取り組む

児童の気になる様子や子供同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行い、軽微な段階でいじめを解決に導く。

④ 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

児童の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備し、学校・家庭・地域が連携して、「子供が安心して相談できる環境」を構築していく。

⑤ 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

全ての保護者に「いじめ」の定義を周知し、いじめはどの学校、どの子供にも起こり得る問題であることや、学校と保護者が一体となっていじめの防止に取り組んでいくことを理解して

いただく。そして、いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、学校いじめ対策委員会による解決に向けた対応方針を伝え、理解と協力を得られるように努める。

⑥ 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるように、外部人材や関係諸機関と適切に連携して対応する。

2. 組織（4つの段階との関連）

(1) 未然防止

- ・ 自己肯定感を育てるとともに、規範意識を高めるための、学級・学校全体での継続的指導
- ・ 教員による「分かる授業の工夫」、全教育活動を通じた道徳教育、及び体験活動の充実
- ・ 読書活動や特別活動、縦割り班活動等の推進による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・ 年間生活目標「やさしいことばでせいかつをしよう～目と目をあわせてあいさつ～」による人権意識や規範意識を身につけさせる指導
- ・ 全学年「あいさつ運動」への取組による、年間生活目標の実践活動
- ・ 毎月行う「おもいやりの日」の講話や、話し合い活動の実施
(思いやりの標語づくり・ふわふわ言葉集めの掲示等による意識付け)
- ・ 家庭と連携した「アウトメディアチャレンジ」「前田小学校 SNS ルール」の実践
- ・ 全児童が安心して生活できるようにするための支援方法など、いじめに対する教職員の意識と指導力向上
- ・ 学級担任等による、日常的な子供への声かけと見守り

(2) 早期発見

- ・ 「おもいやりの日」の児童アンケート調査
- ・ 毎日の出欠席状況と児童間のトラブル、保護者との面談等の報告と確認
- ・ スクールカウンセラーによる5年生全員面接
- ・ 毎週の児童理解夕会や、年2回の特別支援生活指導全体会による情報共有
- ・ 教職員が観察・指導した、学級ごとの毎月の実態報告と、全職員参加の「いじめ不登校対策委員会」の開催（毎月第2木曜日）
- ・ 日直当番の教員による登下校時、休み時間、下校時の見回り
- ・ 校長ポストの活用及びだれでも相談できる教育相談部の新設

(3) 早期対応

- ・ 児童への聞き取りは、複数職員で対応し記録する
- ・ 実態報告を基にした毎月の「いじめ・不登校対策委員会」から重要と判断された案件に対しての「臨時対策委員会」の開催（双方の児童の状況把握・対応方針の決定）
- ・ 保護者への支援・連絡
- ・ 保護者会などでの情報共有
- ・ 全教職員での情報共有（実態把握後、最低3カ月間の経過観察）
- ・ スクールカウンセラーへの報告・相談・連携
- ・ 教育委員会、関係諸機関への報告・相談・連携

(4) 重大事態への対応

- ・ 「学校いじめ対策委員会」による調査・対応
- ・ 当該児童の安全確保と、安心して教育を受けられる環境の確保
- ・ 教育委員会や警察など、関係諸機関への報告・相談・連携
- ・ 臨時保護者会や個別面談など、関係保護者への対応
- ・ 保護者・地域・関係諸機関（民生委員・児童委員・主任児童委員・子ども家庭支援センター等）との連携・情報共有

3. いじめ防止のための具体的な取組

(1) 前年度の取組の評価

ア 令和6年度の「いじめ」の実態

- ・ 児童、保護者からの訴え及び、教員が発見した事例 令和6年度120件（前年度97件）
- ・ 「いじめ」に対する指導状況

冷やかしやからかい、軽くたたかれる、蹴られる、本人が親切のつもりで行った行為も相手が不快に感じた等、複数教員の聞き取りにより詳細を確認し、いじめを行った側の児童への指導、及び保護者へ連絡をした。その後継続的に約3カ月観察して双方の状況を確認し、「いじめが解消された」と判断したケースは、80件（前年度67件）である。

（18件は、2月のアンケートでの訴えのため経過観察中。22件は、継続観察中。）

前年度よりいじめの認知件数は23件増えた。

イ 子供たちの人間関係

- ・ 児童数は244名で、異学年交流もあり、比較的和やかな関係ができています。特に年少者に対しては優しく接することができるので、縦割り活動などを多く取り入れ、高学年を手本として、全体の規範意識を育てる機会を計画的に取り入れている。
- ・ 一部乱暴な言葉を発する児童も見られるが、学校全体では、挨拶をする児童が増えた。同学年や一緒に遊ぶ仲間など、関わりが深い相手に対し、「ふざけ合いのつもり」が長引き、ある瞬間どちらかが「不快」に感じた時点で、「いじめ」と認知して訴えることが多い。加害児童は、相手が不快な感情を抱いていることに気付いておらず、指摘を受けることで自覚し、内省を促すケースが多かった。

ウ 子供たちのトラブルを解決するためのコミュニケーション能力等の状況

- ・ 言葉で表現することの苦手さから友達とコミュニケーションがとれず、トラブルになってしまいう児童の支援のために、「道徳の授業」や「おもいやりの日」、「人権朝会」「朝会」等の生活指導の機会を通して、自分以外の人の気持ちを考える時間を設定し、相手が心地よいと感じる言葉や態度について、話し合う時間を設けた。学級全体と個別支援の双方から、ソーシャルスキルが身に付けられるように指導している。
- ・ 全児童対象に、各教科及び学校生活全体を見据えて、学年に応じた役割分担を行い、自己肯定感を育む指導をしている。
- ・ 特別活動や学校行事を通して、全児童が「自分は必要とされている」と実感し、自己有用感をもてる場にするために、一人一人の子供が活躍できる場や機会を意図的に設定した。
- ・ 年間を通して、「いいところ見つけ」を繰り返し行い、自分のよいところに気付き、友達のよいところを見つける感性を養う。

エ 保護者の協力

- ・学校便りやホームページ、個別面談等で、校長がいじめ対策の説明を行い、事前に学校の考えを周知する。また、いじめに関わった双方の家庭には、正確な事実を把握して報告する。保護者が学校と協力して、双方の当事者にとって最良の解決方法を協議する機会を早期に設定し、納得して指導にあたるようにする。
- ・家庭で取り組む「前田小せいかつのきまり」の確認や、「アウトメディアチャレンジ」「前田小学校 SNS ルール」等の取組に協力を得ている。

オ あいさつ運動

- ・毎月輪番で担当学年を決めて、登校する他学年の児童にも挨拶をする運動を行うことで、コミュニケーション能力を高めて、社会性を養う。
- ・朝の登校時、「児童の様子を観察すること」を目的として、教員も昇降口や廊下に立ち、全児童に挨拶を行いながら、他学年の児童の名前や実態の把握に努めた。また、その様子を職員間で情報共有し、指導目標や指導方針を検討した。

カ 学校組織全体で「いじめ対策に取り組む」

- ・担任が一人で問題を抱え込まないよう、いじめの訴えがあった際は報告確認用紙に記入し、複数職員での聞き取りを実施した。また、毎月「学級の実態報告書」を担当だけでなく、専科教諭も提出することにより、全職員が組織的に見守り、支援しながら解決に向かえるように体制を整えている。(情報共有シートの活用と、全職員による月1回の「いじめ不登校委員会」の開催)
- ・いじめの解消については、文部科学省の指針による、「被害者児童が心身の苦痛を3カ月以上感じていないことを、本人及び保護者の面談により確認すること」を受け、継続的に見守っている。(いじめ被害の重大性によっては、さらに長期の期間を設定する)
- ・人権尊重教育推進校として、特別活動及び道徳、総合的な学習を中心に、各教科とカリキュラムマネジメントしながら、人権尊重教育を充実させていく。

◎令和7 年度に追加した取組み

- ・「児童の小さな変化も見逃さない」「全職員が共通理解のもと、児童一人一人を見守っていく」という意識のもと、SSWやSCも参加した全職員での「いじめ・不登校対策委員会」を月に1回開催する。その中で緊急性のある事例や担任が抱えている事例について、関係者による「緊急対策委員会」を開催し、早期に対応していく。
- ・事例によっては、子ども家庭支援センターや民生児童委員、教育委員会とも連携して対応していく。
- ・児童が自ら考え、自ら行動することを目指し、ルールや環境を整えていく。
- ・人権尊重教育推進校として言語環境を整え「あいさつ・えがお・おもいやり」のあふれる学校にしていく。
- ・誰一人のこさないため、教育相談部を新設して、相談することができる相手や機会を増やしていく。

4. その他

(1) 評価について

- ・ 学校評価に、いじめに関する取組項目を設定して評価・改善を行う。

(2) 校内研修

- ・ 学校経営方針と学校いじめ防止基本方針を、全職員で確認して、共通理解を図る。

(3) 保護者・地域との連携

- ・ 年度当初、学校経営方針を配付するとともに、HPにも掲載して周知する。
- ・ 学校便り等で、思いやりの日やふれあい月間の取組を紹介し、保護者・地域の関心を高める。
- ・ 個人面談や保護者会で、児童の学校での様子を伝え、家庭や地域での様子を聞き取る。
- ・ 学校公開後のアンケートや学校評価で出た意見を検討する。
- ・ 道徳授業地区公開講座を開催し、道徳教育について、教職員・保護者・地域の方々に意見交換を行う。
- ・ 「前田小学校 SNS ルール」を周知し、家庭での SNS ルール作りを促す

(4) いじめ未然防止・早期発見のための年間計画

月	教員・SCの取組	児童の取組	保護者・地域との連携	教員研修・評価	「おもいやりの日」と「人権朝会」
4	学校経営方針の周知 始業式「年間生活指導目標」の確認 セーフティ教室	6年生による1年生への支援活動	学校経営方針、いじめ対策の説明 保護者会 学校公開	学校経営方針の周知・確認	校長から「SCの紹介」 ことばの教室への理解教育
5	いじめ対策の説明 5年生の全員面接(SC) スポーツタイム 運動会	集会(縦割り活動) 運動会	アウトメディア 一週間チャレンジ 運動会	学校いじめ防止基本方針の共有 人権尊重教育研究授業①②	アウトメディア チャレンジについて説明
6	5年生の全員面接(SC) いじめに関するアンケート調査結果の聞き取り・情報共有 ふれあい月間	音楽鑑賞教室(外部より) いじめをなくそう子ども会議	学校便り等にて児童の様子を紹介 個人面談	学校いじめ対策防止基本法研修	いじめに関するアンケート調査
7	特別支援・生活指導全体会開催 終業式「長期休業中の取組について」		生活のきまり提出・確認	職員による情報交換と共通理解 人権尊重教育研究授業③	言われてうれしい言葉、いやな言葉を考える (リフレーミング)
8	特別支援全体研修会 始業式「他者理解について」			外部講師による職員研修の実施	
9	学校公開週間 道徳地区公開講座	セーフティ教室	アウトメディア一週間チャレンジ 道徳地区公開講座 学校公開週間	長期休業中の研修報告(OJT) 人権尊重教育研究授業④	アウトメディアチャレンジについて紹介

10		小中一貫 挨拶運動 子ども祭り 1・2年遠足		いじめ対策研修 人権尊重教育研究 授業⑤	
11	ふれあい月間 アンケート調査をもと にした指導 音楽発表会	読書旬間 音楽発表会	音楽発表会	聞き取りによる情 報共有 人権尊重教育研究 授業⑥	いじめに関する アンケート調査
12	授業参観・保護者会 終業式「自分の課題を 見つめる」	あきる野市 小学校音楽 会	いじめに関する取 組の学校評価 生活のきまり確認 前田米発表	いじめ対策研修 指導方法の研修	
1	SNS ルールの確認 始業式「ルールを守る ことの意味」 書写展	小中一貫 挨拶運動 書写展	書写展 アウトメディア 一週間チャレンジ	特別支援委員会 (情報共有)	
2	ふれあい月間			学校評価結果を基 にした評価・改善 人権尊重教育推進 校発表	SOS の出し方につ いて指導 いじめに関する アンケート調査
3	いじめに関する アンケート調査結果の 聞き取り 特別支援・生活指導全 体会 次年度へ向けての改善 点を考える	6年生を送 る会	「前田小のせいかつ」の振り返り 学校公開・保護者 会	校内全体会の開催 学校いじめ防止基 本方針の再策定 職員による情報交 換と共通理解	

*日程の調整や、内容の変更がある場合もあります。

保護者、地域の方々への周知はHPにて掲載。